

令和5年度 初任者研修資料

初任者用

# 教育実践の手引

—高等学校用—



岐阜県教育委員会 教育研修課

# 初任者研修を始める皆さんへ

教職の道を志し、その夢を叶えた皆さんの教師人生が、いよいよ始まります。今、皆さんは、生徒たちから「先生」と呼ばれることに戸惑いながらも、新しい環境と出会いの中で期待と不安を抱き、新学期に向けて様々な準備を進めていることと思います。今年一年をとおして行う初任者研修についても、まずは「どのような心構えて」、「何を行うのか」について、見通しをもってもらえたらと思います。

この初任者研修は、教育公務員特例法に基づいて行われる法定研修であり、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付けることを目的として実施する大変重要な研修です。研修は、総合教育センター等で行う校外研修と校内で行う研修に大きく分けられ、それぞれ日数や時間数が定められています。校外研修の形態には、集合型とオンライン型があり、研修内容や資料等は、総合教育センターのホームページからダウンロードできます。研修を進めるにあたっては、管理職の先生方や指導教員、指導主事等がサポートし、指導・助言を行っていきますが、受け身の姿勢ではなく、生徒たちにも求めている「主体的な学び」を実践してください。また、校外研修(学び)と校内研修(実践)を往還させることで、指導力を一層向上させることができます。加えて、研修ごとに行う「振り返り」は、自己の成長に不可欠な「メタ認知能力」を高める機会となるので、特に大切にしてください。

社会や子供たちを取り巻く環境が急激に変化する中、「令和の日本型学校教育」を担う教師の新たな学びの姿の実現が求められています。新学習指導要領に基づいた生徒の資質・能力の育成に向け、ICTを最大限に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」のある教育を展開して、生徒たちが予測困難な時代を自立して生き抜いていく力を養っていく必要があります。また、本県では、「誰一人悲しい思いをさせない教育」を最も大切にしており、その実現のためにも身に付けるべき教師の資質・能力は、多岐にわたります。

教育の質は、教師の力量に比例すると言われます。地道に積み重ねた取組から教育の本質が見え、実感できるようになります。チャレンジと失敗が肥やしになります。同期の仲間と共に切磋琢磨することとともに、同僚や管理職との対話、教養を培う読書、視点を広げる趣味等の時間も大切にしてください。マスクを付けた生徒たちの表情や感情は分かりづらいますが、目を見て声を掛け、心の声に耳を澄ましてください。そして、生徒一人一人に関わる時間を日々大切にしてください。その全てが、皆さんにとって生涯の宝となります。教師の専門性は、学び続ける向上心によって支えられることを肝に銘じ、どうか矜持をもって教師人生を歩んでいってください。皆さんの活躍を心から期待しています。

令和5年4月

岐阜県教育委員会  
教育研修課長

# 自ら学び続ける教職員へ

経験年数に応じた研修

## 初任者研修

- 教育に関する基礎的素養
- 教科指導の基礎・基本

基礎形成期

### 基礎形成研修

- 教科指導の基礎・基本
- HR経営 他

6  
年  
目  
研  
修

資質  
向上期

中堅教諭等資質  
向上研修

資質  
充実期

資質  
貢献期

**校内研修【年間150時間】** \*教職大学院卒業者は、90時間以上  
校内における具体的実践に基づいて、教科指導や生徒指導、進路指導等の研修をします。

### 授業研修

週5時間を  
バランスよく研修

### 一般研修

週3～4時間【年間100時間程度】

週1～2時間  
【年間50時間程度】

#### 授業参観 【年間40時間程度】

教科指導員や他の先生方の授業を参観しながら学びます。指導教員と他校や他校種へ訪問する研修を計画することもできます。

#### 授業研究 【年間30時間程度】

参観授業や研究授業を基に授業について指導を受けます。

#### 研究授業 【年間30時間】

初任者による授業を指導教員等の先生方に見ていただきます。[※略案による実践が基本]

生徒指導、HR経営、特別活動等、学校教育に関する基礎的素養について指導を受けます。

学びの往還

## 校外研修【年間15日】

### ■一般研修（総合教育センター、県内高等学校、各勤務校〔オンライン〕等）

学習指導要領、ICTの活用、生徒指導、保護者連携、HR経営、発達障がいへの理解と対応、部活動教職員の服務、文書管理、危機管理、学校会計事務、人権教育、主権者教育、ふるさと教育、社会人マナー、働き方、健康づくり、メンタルヘルス、キャリアデザイン、タイムマネジメント  
クロス研修（メンター制・6年目研修と合同） 等

### ■教科別研修（総合教育センター及び県内高等学校）

教科の実践的指導力を高める基礎・基本について研修します。

### ■地区別研修（総合教育センター及び各地区高等学校）

各地域の生徒の実態を踏まえた教育実践を図るとともに所属地区の相互交流を深めます。

### ■野外体験研修（morinos〔森林文化アカデミー〕）

豊かな自然に囲まれた県有施設における課題解決学習や協働作業等を通して、幅広く各種の教育的経験を得るとともに、教員としての資質を高めます。

### ■校種間交流（特別支援学校）

地区ごとに特別支援学校における教育の実践を学びます。

# 目 次

---

|     |                 |    |
|-----|-----------------|----|
| 1   | 岐阜県が目指す教育       | 1  |
| 2   | 初任者研修           | 2  |
| 3   | 教員の職責及び教育の目的と目標 | 3  |
| 4   | 社会人としての心構え      | 4  |
| 5   | 学習指導要領          | 7  |
| 6   | 学習指導            | 9  |
| 7   | 総合的な探究の時間       | 17 |
| 8   | ふるさと教育          | 19 |
| 9   | 特別活動            | 20 |
| 10  | 部活動の位置づけ        | 22 |
| 11  | 生徒指導・学校安全       | 23 |
| 12  | 進路指導            | 25 |
| 13  | 産業教育            | 27 |
| 14  | 人権教育            | 28 |
| 15  | 主権者教育           | 31 |
| 16  | 特別支援教育          | 32 |
| 17  | 定時制・通信制教育       | 33 |
| 資料1 | 初任者研修制度の法的根拠    | 34 |
| 資料2 | 教員の身分と服務 資料     | 35 |
| 資料3 | 教職員の勤務 福利厚生     | 37 |

# 1 岐阜県が目指す教育

岐阜県では、平成 31 年 3 月に県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにした「岐阜県教育振興基本計画（第 3 次岐阜県教育ビジョン）」を策定しました。この教育ビジョンは、教育を取り巻く新たな課題や変動する社会経済情勢に対応し、岐阜県の教育を推進していくための新たな指針であり、令和元年度から令和 5 年度にかけての 5 年間の計画が示されたものです。本県教育の基本理念を踏まえ、重点目標を達成していくための教育の推進が求められています。

## 岐阜県教育振興基本計画（第 3 次岐阜県教育ビジョン）

### 基本的な考え方

〔岐阜県教育大綱の基本理念「『清流の国ぎふ』の未来を担う人材の育成」の具体化〕

### ふるさとに誇りをもち、「清流の国ぎふ」を担う子どもたちの育成

本県では、予想困難な問題に対応するため、主体的に学び自分で将来を切り拓く「自立」の力及び多様性の中で生き、自らの役割と責任を果たしていく「共生」の力をはぐくみ、子どもたちが可能性に挑戦し、地域や社会に貢献できる「自己実現」の力を高めていきます。

#### 【3つの力】

- 自立力**…………自己肯定感に裏付けされた自信に基づき、生涯にわたって自ら学び、自ら考え行動し、主体的に社会に関わりながら、自分で将来を切り拓いていく力
- 共生力**…………多様な人々の互いの人格を尊重し、支え合いながら豊かな人間関係を広げるとともに、人や社会とのつながりを大切にし、自らの役割と責任を果たしていく力
- 自己実現力**…人間ならではの感性や創造性を発揮しながら、夢や志をもって可能性に挑戦し続けるとともに、グローバルな視点から問題の核心を把握し、その解決を目指し地域や社会に貢献できる力

### 目指す「地域社会人」の姿

本県で生まれ育った子どもたちが、「ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心（清流スピリット）」を持ち続け、将来世界で活躍したり、地域の活性化に貢献したりして、「地域社会人」として活躍し、「清流の国ぎふ」を担うことができるよう、岐阜県ならではの自然・歴史・伝統・文化・産業・人材などの多様な地域力「オール岐阜」により、「ふるさとに誇りを持ち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」を目指すことを基本的な考え方とします。

- 地域の活性化**…………社会経済の基礎を担い、地域の活性化に貢献できる人材
- 共生社会の実現**…………共生社会の実現に向け、コミュニケーション能力や確かな人権感覚を身に付けた人材
- グローバル化への対応**…世界や日本、地域社会でリーダー性やグローバルな能力を発揮できる人材

### オール岐阜による「地域社会人」の育成

- 【1】 ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成
- 【2】 多様な学びを支援する教育体制の充実
- 【3】 未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進
- 【4】 勤務環境の改革と教職員の資質向上
- 【5】 学びを支援する安全・安心な教育環境づくり

## 2 初任者研修

### (1) 研修の意義

#### 教育公務員特例法（第 21 条）

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

教育は、未来に生きる人間を対象として営まれるものであり、その成果は教育に携わる指導者によって大きく左右されるものである。したがって、教員は常に公教育の推進者としての使命を自覚し、自らの識見を高め、指導力の向上を目指して努力しなければならない。

「研究」は専門教科・科目の学問的な研究のほか、教材研究、学習指導法の研究、生徒指導上の諸研究（生徒理解、カウンセリング等の研究）、校務分掌上の諸研究、特別活動に関する研究、その他の研究（部活動、学校図書館活動等）など多岐にわたる。

教員の場合、新任当初から経験豊富な教員と同様に授業を担当することになる。その新任教員にとって第一に必要なことは、教材の研究・学習指導法の研究によって、授業を適切に実施する力を身に付けることである。

「修養」は、学問を修めると同時に、人間として、教員としての人格向上や成長に努める努力を生涯にわたって続けることである。

### (2) 初任者研修のねらい

教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。

### (3) 校外研修

初任者は、校外において年間 15 日間の研修を受ける。詳細は、教員研修申込システム内の初任者研修（高）開催要項を参照すること。

### (4) 校内研修

初任者は、校内における具体的実践に基づいて、教科指導や特別活動等の研修を受ける。校長は、指導教員や教科指導員の参画を得て、週 5 時間程度、年間 150 時間の年間指導計画を作成する。このうち、100 時間程度を「授業参観」「研究授業」「授業研究」の授業研修に充てる。また、50 時間程度を一般研修に充てる。

### 3 教員の職責及び教育の目的と目標

#### (1) 教員の職責

公立学校の教員は、公務員として全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。また、教員は自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職務の遂行に務めなければならない(憲法第 15 条、教育基本法第 9 条、地方公務員法第 30 条)。

服務に当たっては、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法 32 条)、信用失墜行為の禁止(同 33 条)、職務上知り得た秘密を守る義務(同 34 条)などを遵守して、服務の厳正を期することが大切である。

#### (2) 教育の目的と目標

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を期することを目的として行われる(教育基本法第 1 条)。

また、その目的を実現するため、

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

を目標として行われる(同 2 条)。

さらに、高等学校は、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」を目的としている(学校教育法第 50 条)。

そのために、

- 1 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 3 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

を目標として行われる(同 51 条)。

#### (3) 法令順守

「岐阜県教職員コンプライアンス・ハンドブック」を常に手元に置き、順守しよう。

※ 教員研修申込システム 初任者研修(高)開催要項よりダウンロードできる。

## 4 社会人としての心構え

私たちは、教職員であるのと同時に一社会人でもあり、社会人として公私にわたって自覚と責任のある行動をとる必要がある。

### 組織の一員として

組織の成員は、共通の組織目標に向かってそれぞれが担う役割に従い、個人の能力を最大限に発揮するよう努める必要がある。

#### (1) 協調性

- ア 組織の一員としての自覚をもち、組織全体における自分の役割を考えて行動しよう。
- イ 組織では、職務や年齢を異にした人々が、いろいろな役割をもって働いている。そのため、それぞれの役割をお互いに理解しよう。
- ウ 職場の和を乱すような勝手な言動や態度は慎む。
- エ 公私混同をしないように心掛けよう。
- オ 職場の雰囲気慣れ、職場の話題にとけ込むよう心掛けよう。

#### (2) 積極的な姿勢

- ア 分からないことは、何でも上司や先輩に積極的に聞くようにしよう。
- イ 積極的に人間関係をよくするよう努め、先輩からの指導や意見に耳を傾けるよう心掛けよう。
- ウ 何事もまずは自ら率先して行動することを心掛けよう。
- エ 仕事は、全て自分を成長させる生きた教材である。与えられた仕事を遂行するよう努力しよう。
- オ 何でも話せる、聞いてもらえる友人や先輩をつくろう。

#### (3) 職場での態度

職場は「勤務」だけをするところではない。「教養」や「品格」を磨く人格形成の場でもある。他者に迷惑をかけたり、不快感を与えたりしないように自分本位の振る舞いを控えることが大切である。「親しき仲にも礼儀あり」と心得て、同僚には節度と誠意をもって接するように心掛けよう。特に態度や服装、言葉遣いなどは人に与える印象を大きく左右する。常に注意することが必要である。

- ア 明るく朗らかな態度を心掛けよう。お互いに相手を信頼し、よい人間関係をつくろう。
- イ 相手の立場や気持ちを考えて人に接しよう。
- ウ 服装・頭髪・身だしなみは、いつも清潔にするように心掛けよう。
- エ 常に身の周りの整理整頓を心掛け、仕事がしやすい環境にしよう。

#### (4) 挨拶と話し方

言葉は、自分の考えを他人に伝えるための重要な道具である。言葉を通して、こちらの考えていることを相手に正確に伝えなければならない。「ものも言いようで角が立つ」と言うが、言い方次第で相手に与える印象は随分違って来る。したがって、話し方の基本を身に付けておくことは、社会人としての大切な素養である。



ア まずは挨拶から

- ①誰に対しても、どこでも、積極的に自分から挨拶をしよう。
- ②出勤したら相手より先に「おはようございます」、帰りには「お先に失礼します」の挨拶を心掛けよう。
- ③呼ばれたら「はい」と気持ちのよい返事を心掛けよう。
- ④依頼する際は「お願いします」とはっきりと、そして、事後に「ありがとうございました」と感謝の言葉を大切にしよう。
- ⑤出張から帰ったときは、職場の方にお礼の言葉を伝えよう。

イ 相手に分かるように話す

- ①俗語をできるだけ避け、時と場に応じた適切な言葉遣いを心掛けよう。
- ②大切な要点は、あらかじめメモで整理しておいてから話すようにしよう。
- ③相手が話しているときは、話の最後まで聴くようにしよう。
- ④仕事中、会話中の方には、仕事、話の区切りを待ってから話しかけるようにしよう。
- ⑤座って仕事をしているときに、立っている方に話しかけられたら、立ち上がって対応するようにしよう。
- ⑥明るい声で、はっきりとした語調で話そう。

ウ 敬語を正しく使う（間違いやすい敬語の例）

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 例①それで結構ですか。（×）       | →それでよろしいでしょうか。   |
| 例②今何と申しましたか。（×）      | →今何とおっしゃいましたか。   |
| 例③先生は、いつ参られますか。（×）   | →先生はいついらっしゃいますか。 |
| 例④校長先生はいらっしゃいません。（×） | →校長は不在です。        |

**(5) 来客の対応**

来客に対しては、特に「親切に」「丁寧に」「誠実に」対応することが大切である。

**(6) 電話の対応**

電話の対応では、相手の姿が見えないので、一層礼儀正しさが必要である。明るく感じのよい電話のかけ方、受け方を身に付けることが大切である。

ア 一般的な心構え

- ①電話を受ける際は、必ずメモを取る用意をしよう。
- ②適切な音量を心掛けよう。小さな声では相手に聞きにくく、逆に大声は周りに迷惑をかけることになる。
- ③相手によって態度を変えないようにしよう。また、相手を待たせないようにしよう。待たせたときには「お待たせして申し訳ありません」と伝えよう。
- ④私用で電話を使うことは慎む。

イ 電話をかけるとき

- ①何を話すか決め、要点をメモしておき、要領よく簡潔に話そう。
- ②相手が出たらすぐに名乗り、相手を確認しよう。
- ③「お世話になっております」等の挨拶をしてから用件を告げよう。
- ④長電話にならないように的確に用件を話し、終わりには忘れずに挨拶をしよう。

- ⑤電話を切るときには、受話器を静かに置くなど、相手が不快な思いをしないように気を付けよう。

#### ウ 電話を受けるとき

- ①ベルが鳴ったらできるだけ早く出て、こちらの学校名や氏名を名乗るとともに、相手の所属や氏名などを必ず確認してメモをしよう。
- ②3回以上ベルが鳴ってから受けたときは、「お待たせしました」と伝えよう。
- ③用件を聞いてメモを取り、大切なことは復唱するようにしよう。伝言を受けた時には、遅滞なく確実に伝えよう。
- ④問い合わせに対して、回答までの時間が長くなるようなら、一旦切ってからかけ直そう。
- ⑤個人情報に関する問い合わせ等については、安易に返答せず、相手の連絡先を記録し、一旦電話を切って管理職に相談しよう。

#### エ 電話を取り次ぐとき

- ①誰に用件があるかを確かめ、迅速にその人に取り次ごう。
- ②指名の人が不在のときは、こちらからかけ直す旨を伝えるか、もしくはいつなら連絡が取れるかを伝えよう。その際、相手の電話番号を聞いておこう。
- ③問い合わせ等に対して、自分で判断しかねるときは、必ず上司又は担当者に取り次ごう。

## 5 学習指導要領

### (1) 学習指導要領とは

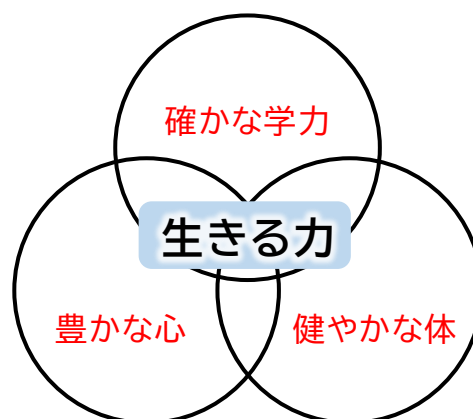
全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育が受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法に基づき各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めている。これを「学習指導要領」という。

「学習指導要領」は、戦後すぐに試案として作られ、現在のような形で定められたのは昭和 33 年のことである。それ以来、ほぼ 10 年ごとに改訂が繰り返されてきた。

平成 30 年 3 月に告示された学習指導要領は、令和 4 年度入学生から学年進行で適用されている。

ここでは、これまで学校教育が長年目指してきた「生きる力」の育成（確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成）を軸に据え、その支えとして「資質・能力の 3 つの柱」を立てている。（右図）

各学校では、学校教育全体や、各教科における指導において、資質・能力の 3 つの柱のバランスある育成を通して、生徒一人一人の「生きる力」の育成に努めることが求められる。



○ 知識・技能の習得  
○ 思考力・判断力・表現力等の育成  
○ 学びに向かう力・人間性等の涵養  
**資質・能力の3つの柱**

### (2) 学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）の基本的な考え方

- ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する学習指導要領（平成 21 年 3 月告示）の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成する。
- ウ 道德教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。



### ■学習指導要領（平成 21 年 3 月告示）の考え方

- ア 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領の改訂
- イ 「生きる力」という理念の共有
- ウ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- エ 思考力・判断力・表現力等の育成
- オ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- カ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- キ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

### (3)知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

ア 「何ができるようになるか」を明確化

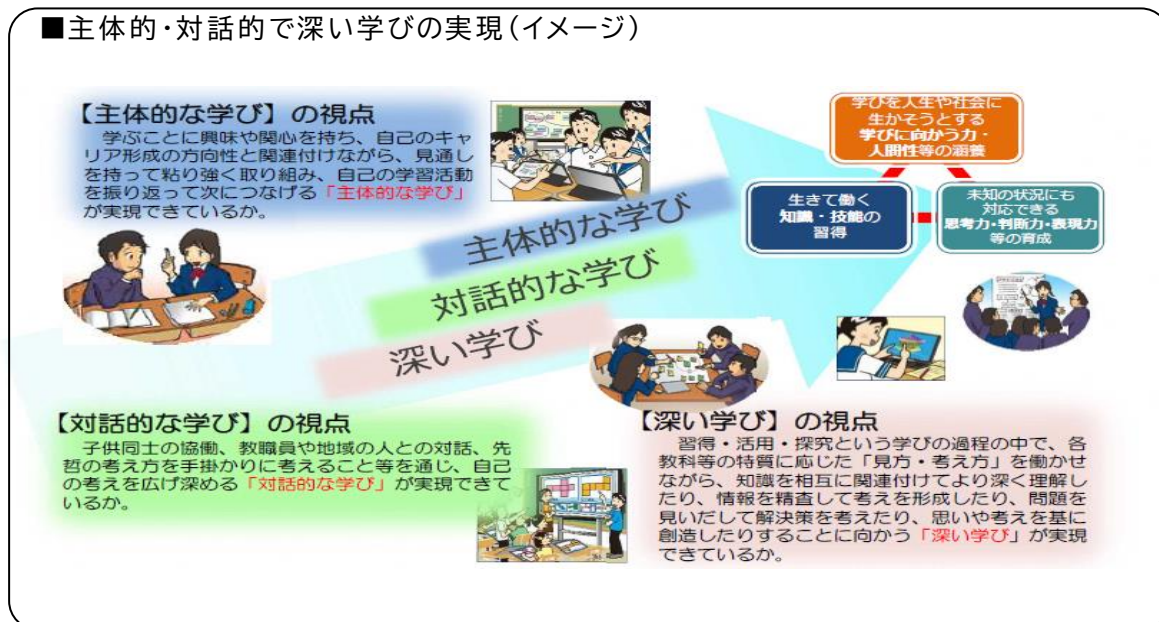
知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要となる。（下図）特に、子どもたちが各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、学習の充実が図られるような工夫が求められる。

### ■主体的・対話的で深い学びの実現（イメージ）



## 6 学習指導

### (1) 学習指導とは

学習指導とは、各教科において、教員にとっては「教え」、生徒にとっては「学ぶ」過程で、生徒が生涯にわたって主体的に学習する態度や創造する能力を養うために行う指導である。

したがって、学習指導要領に示された各教科・科目の目標と内容、各学校の掲げる教育方針をしっかりと踏まえ、生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、進路などを十分に考慮して、より適切な指導計画の作成と実践を行う必要がある。

ア 新しい時代に必要となる資質・能力とは何かについて絶えず研究をする。

イ 各単元、授業において「何ができるようになるか」の観点から目標や指導計画を立てる。

ウ 各単元、授業の目標や計画を生徒と共有する。

エ 生徒にとって「わかる・できる授業」を実践する

### (2) 学力とは

学力については、「読・書・算」に代表されるような知識・理解・技能にとどまらず、自ら学ぶ意欲や、思考力、判断力、問題解決能力などまで含めるものと考えなければならない。従来の指導においては、とすれば、画一的に知識を教え込み、知識の量の多寡によって学力を捉えがちであったが、学習指導要領は、これまでの学力に対する考え方を修正・転換し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、すなわち「**確かな学力**」を育てることを目標にしている。各教科においては、それを踏まえて教科目標の設定がされているので、学習指導においては、これらの点を十分理解して、その実現を図らなければならない。

#### 【学力の三つの要素】

ア 基礎的・基本的な知識・技能

イ 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等

ウ 主体的に学習に取り組む態度

### (3) 学習評価とは

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものである。

「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組をすすめることが求められる。

学習指導要領（平成 21 年 3 月告示）では、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」による 4 観点、学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）では、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点での目標や内容が示されている。

各教科における評価は、これらの観点、各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価する「**目標準拠評価**」であり、集団内での相対的な位置付けを評価する、いわゆる相対評価とは異なるものである。

目標に準拠した評価を着実に実施するためには、各教科・科目の目標だけでなく、領域や内容項目レベルの学習指導のねらいが明確になっていること、学習指導のねらいが生徒の学習状況として実現されたとはどのような状態になっているかが具体的に想定されていることが必要である。

このような状況を具体的に示したものが評価規準であり、各学校において設定するものである。各学校において、学習評価を行うために評価規準を設定することは、生徒の学習状況を判断する際の目安が明らかになり、指導と評価を着実に実施することにつながる。

なお、観点別学習状況評価は観点ごとに3段階で評価し、それらの結果を総括するものとして、5段階で評価する「評定」がある。

また、その他に、資質・能力の三つの柱の一つである「学びに向かう力、人間性等」の中には、「感性、思いやり」等の観点別学習状況の評価や評定には示しきれない生徒一人一人のよさや可能性、進歩の状況について評価する「個人内評価」がある。

「個人内評価」については、積極的に評価するとともに、生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動の中で生徒に伝えていくことが重要である。

〔参考〕各教科における学習評価の進め方

- ①「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する
- ②単元（題材）の目標を作成する
- ③単元（題材）の評価規準を作成する
- ④指導と評価の計画を立てる
- ⑤授業（指導と評価）を行う
- ⑥評価の総括を行う

#### （4）指導と評価の一体化

教育活動は、計画、実践（指導）、評価という一連の活動が繰り返されながら、生徒のよりよい成長を目指した指導が展開される。すなわち、指導と評価は別物ではなく、評価の結果によって、その後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要である。

また、評価は学習の結果に対して行うだけでなく、学習の過程においても実施できるよう、評価の工夫を一層進めることが大切である。評価には、生徒に対して自らの学習状況に気づき、自分を見つめ直すきっかけを与え、その後の学習や発達を促すという意義がある。

#### （5）指導計画（指導と評価の計画）

ア 作成の意義

担当する教科・科目のほか、総合的な探究の時間、ホームルーム活動など、年間を通じての指導に当たっては、それぞれの目標のもと、1年間を見通した年間指導計画に基づいて日常の指導が行われる。適切な評価によって生徒の目標到達度が測定されるとともに、教員の指導を改善する資料が得られ、これを生かして次の計画が練られ「指導と評価の一体化」が具現するような指導が行われる。このようなフィードバックを積み重ねてこそ教員としての成長も遂げられ、よりよい教育を実現することができるようになる。

指導計画は、年度当初、概略的な年間指導計画として立案されるが、これは、単元（題材）ごとの指導と評価の計画及び毎時間の具体的な実践計画に裏付けられるものでなければならない。その毎時間の指導計画が学習指導案となる。

イ 作成に当たっての留意事項

- ①学習指導要領に示された「目標」、「内容」、「内容の取扱い」、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」について十分に理解する。
- ②学校・学科の教育目標や生徒の実態を十分に踏まえた指導計画を作成する。

- ③学校の教育課程における当該教科・科目の位置付けを明らかにし、他の教科・科目との関連を図り、発展的・系統的な指導ができるようにする。
- ④評価が適切に行われるよう、方法、時期、規準などを十分に工夫して位置付ける。
- ⑤指導の順序や指導項目のまとめ方に工夫を加え、教育機器等の利用、学校図書館の活用を考えるなどして効果的な指導ができるようにする。
- ⑥実験・実習を伴う教科・科目にあっては、その適切な位置付けと指導方法の工夫を図る。
- ⑦年間指導計画の実施に当たっては、実施状況、生徒の反応、問題点、改善策などその都度記録しておき、次年度の改善につなげる。

## (6) 学習指導案

〔作成に当たっての留意事項〕

- ①単元（題材）及び本時で扱う内容を明らかにする。  
指導内容を教員自身が徹底的に理解する。学習指導要領や年間指導計画を土台にして、扱う内容を明らかにする。
- ②生徒の実態を把握する。  
指導に直接関わる生徒の実態を具体的にとらえ、その上で教材を吟味し指導過程を工夫する。特に既習事項の理解とその定着度を把握することは、授業を進める上で不可欠。
- ③指導の重点化を図る。  
内容のどこに重点を置くか、あらかじめ十分に検討しておく。指導内容を徹底的に研究するとともに、生徒の実態を踏まえ焦点化を図ることが大切。
- ④指導目標を明らかにする。  
この単元（題材）及び本時の指導を通して生徒にどんな力を付けたいのかを明らかにする。教科・科目の本質的なねらいに加えて、その教材を通して習得させる知識、技術、態度について明記する。
- ⑤適切な学習過程の組み立てを考える。  
本時の学習目標を達成するために、学習過程を時系列的にどのように組み立てるかを工夫する。その際、次の点に十分に配慮する。
  - ・生徒が主体的に学習に取り組める学習過程であること。  
（課題の設定の仕方や問題の与え方、分量は適切か）
  - ・生徒の思考の順序性を踏まえた学習過程であること。
  - ・生徒が発見、思考、判断する場を明確にした学習過程であること。
  - ・資料や教具、機器等の活用が図られた学習過程であること。
  - ・実験・実習が明確に位置付けられた学習過程であること。
- ⑥発問内容などを明らかにする。  
簡潔な中にも、メインとなる発問（テーマ）と期待する答え（到達する目標）や生徒の学習活動などを必ず盛り込み、授業者の意図が明確になるように努める。
- ⑦評価の実施場面や方法などを明らかにする。  
単元（題材）ごとの評価の計画や評価規準に基づき、授業の中のどこでどのような評価を行うかを明確にする。

【参考資料】「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料



## (7)授業

### ① 授業改善

授業は、単に教科書の記載事項を伝達するだけでなく、生徒の「知的世界」が広がっていくよう、わかりやすく魅力的な授業となるよう工夫を重ねていく必要がある。そのためには、教材研究が不可欠であり、深い知識や技能はもちろんのこと生徒の主体的・協働的な学びが生まれる授業を目指し、常に授業改善に取り組むことが必要である。

### ② 見通しと振り返り

授業の始めには本時の目標を明確にし、この時間に何を学ぶのか、何ができるようになるのかという見通しを示す。また、授業の終わりには本時の目標が達成できたかの確認や振り返りを行うことで生徒の実態が把握でき、授業改善につなげることができる。さらには「できた」「わかった」という達成感を味わわせることで、学習意欲の向上にもつなげることができる。

### ③ 教壇に立つときの確認事項

- ア 教員としての正しい言葉遣いをしているか
- イ 教員として、ふさわしい服装や身だしなみであるか
- ウ 生徒に対して誠実な態度であるか
- エ 落ち着いた雰囲気ですべてが始まっているか
- オ 始業の挨拶や生徒の服装などを正させているか
- カ 教科書やノート等を机の上に準備させているか
- キ 授業の妨げになる物を生徒の机から片付けさせているか
- ク 心を込めて話し、生徒の取り組みを認め、価値付けているか

#### <認める>

生徒は、自分の努力が認められ褒められることによって「もっと頑張ろう」という意欲が湧く。単に何でも褒めればよいということではなく、生徒の取り組みをよく観察し、その過程を認めつつ助言したり、褒めたりすることが大切である。

#### POINT

- ・ 生徒をよく観察して、小さなことでも認めたり、褒めたりする
- ・ 皆の前で認めたり、褒めたりすると生徒の自信になる
- ・ グループやクラス、学年などの集団を認めたり、褒めたりすることで、生徒の集団への帰属意識が高まる
- ・ 褒めるときには、思い切り褒めるとよい

#### <叱る>

叱るとは、生徒の誤った考え方や行いなどについて、それが誤りであることを理解させるための指導であり、改善への方向付けをすることである。

叱り方によっては、生徒との人間関係を著しく悪化させることがある。特に避けなければいけないのは、生徒の人格を否定するような叱り方である。生徒との信頼関係が崩れてしまうと、その後の指導に支障をきたしてしまうことがある。

#### POINT

- ・ なぜ叱られているのかを生徒に理解させる
- ・ 導くべき正しい方向性を明確にする
- ・ 感情で叱らない（「叱る」と「怒る」は違う）
- ・ 生徒を他と比較しない（兄弟姉妹と比較、他のクラスや他の学校と比較）
- ・ 生徒の性格や能力などをよく理解した上で叱る
- ・ 生徒は公正に叱ることのできる教師を信頼する



〔参考〕生徒が教員を嫌いになるいくつかの事例（生徒に対するアンケートから）

- 平素、温厚な人柄の先生だと思って尊敬していたのに、ある時、急に感情丸出しで、言葉汚く友人を罵ったとき。
- 理解もあり、生徒の意見もよく聞いてくれる先生だったのに、ある時、急に独断的、一方的に指示を出し、質問をしたら怒鳴られたとき。
- 期末試験が近づいたら、授業のピッチが急に速くなり、説明もぞんざいで、ただ先へ進めばよいというように見えたとき。
- 急に生徒たちを見下して皮肉を言ったり、馬鹿扱いをしたりしたとき。
- はっきり是非を判定せず、ぐずぐずして自信がないように見えたとき。
- 不正行為をしている生徒を見ても、知らん顔をしている姿を見たとき。
- えこひいきをする態度を見たとき。

#### ④ 発問

授業の中で生徒に発問し、思考を促して答えを求めることは、生徒を主役とした学習指導、双方向の学習指導を実現する最も基本的な形態であり、また、授業の緊張感を高めるなど授業展開の重要なポイントである。熟練した教員は、適切な時点で、適切な発問や、生徒の応答への適切な承認や励ましの評価によって、生徒の興味・関心を高め、成就感を与えつつ、自身の授業の計画や具体的展望の軌道修正を絶えず行っている。

発問→思考→応答→評価の過程で、生徒に思考の機会を与えるなどして、生徒を巧みにレールからレールへと導き、学力の定着を図ることのできる授業実践を積み重ねていく。

#### ア 発問の役割

発問は、思いつきでなされるものではない。常に学習のねらいを深め、学習の過程に即して意図的になされなければならない。

| POINT                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・導入時の発問・・・本時の学習への関心を高める。</li><li>・展開時の発問・・・生徒の思考力を高める。<br/>また、小ステップごとの知識・理解の定着度を確かめ、次の段階への発展のきっかけとする。</li><li>・まとめ時の発問・・・本時の要点を整理し、次時への展望を与える。</li></ul> |

#### イ 発問に際して

発問に際しては、上記の役割を担うものにするため、以下の点に留意をする。

| POINT                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・生徒の応答には、承認や励ましの評価を行うこと。成就感をもたせるような配慮が必要。</li><li>・予想外の答えであった場合、その答えをうまく位置付けること。教員側の授業進行のシナリオにあてはまらないものを評価しないという態度をとらない。</li><li>・発問の主旨が明確であること。</li><li>・「あの」「その」「この」のような指示語をなるべく避け、簡潔な表現であること。</li></ul> |

#### POINT

- ・生徒の思考がとぎれないような発問となっていること。
- ・単なる正誤だけの判断でなく、その生徒の思考の仕方を尋ねること。生徒が立てた論理を知ることによって指導方法の改善を図ることができ、授業に対する生徒の主体的な参加が期待できる。
- ・生徒の発言は、終わりまで聞くこと。必要ならば、具体的な方法、手順をはっきりさせるような助言をする。
- ・発問した後は、生徒が考える時間を十分に与えること。
- ・特定の生徒に指名が偏ることのないよう配慮すること。
- ・指名する際は、指名される生徒に安心感を与えるよう配慮すること。
- ・同時に二つ以上の発問や指示をしないこと。

#### ⑤ 板書

板書は、内容や構成を工夫し、教師の説明と一体化したものにする必要がある。

#### POINT

- ・板書は事前の入念な計画に基づいて行うこと。
- ・プロジェクターに映像や資料を投影する場合は、そのスペースや内容を踏まえて板書を計画すること。
- ・1時間の授業が終ったときの板書がどうなっているかを想定すること。
- ・生徒が発表しているとき、教員が生徒に背を向けて板書せず、生徒の顔を見て聴くこと。つまり「聴く」と「書く」をなるべく同時に行わないこと。
- ・教員が書く文字は、正しく、丁寧な文字を書くこと。
- ・板書の字は正しい筆順で書くよう心がけること。
- ・生徒が板書や教師の発言などをノートに書き写す時間を十分とること。

#### ⑥ 学習形態

授業は、教員と生徒の相互作用によって成立する。単なる知識の暗記ではなく、思考力、判断力、表現力などを身に付けられるよう体験的な学習、問題解決的な学習に積極的に取り組めるような学習形態を工夫し、一層の授業改善を図ることが必要である。

#### (8) 授業評価

「指導と評価の一体化」を実現するには、生徒の反応を具体的に的確に受け止めるために、「生徒による授業評価」を実施することが有効である。

その際、調査結果への対応の仕方によっては、ともすれば生徒に迎合する危険性もある。生徒のニーズに応え、よりわかりやすい授業を目指す部分と、努力を促したり、規律を守らせたりする部分との違いを見失わないようにしなければならない。

#### (9) テスト

観点別の評価においては、ペーパーテストは学習評価の全てではない。それ以外の各種の評価を適切に組み合わせ、総合的に評価をする必要がある。一方で、ペーパーテストも、評価のための重要な資料であることには変わりなく、とりわけ、高等学校における定期考査は、生徒の学習活動の中で、重要なものとして位置付けることができる。

| POINT                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・テスト問題の作成は、学習評価の観点で、学習活動を的確に評価できるような、妥当性と信頼性を持った問題であること。</li> <li>・テストの内容と処理は、生徒自身の学習成果の点検、課題の追求や解決の過程に役立つものであること。</li> <li>・テスト結果は、個別の正答率調査・誤答研究をするなど、次の指導にフィードバックできるようにすること。</li> </ul> |

## (10) ICT の活用

### ① ICT (Information and Communication Technology：情報通信技術) 活用指導力

情報通信技術（以下 ICT）が急速に発展する現代において、教育における ICT 活用指導力は全ての教員に求められる基本的な資質能力である。教員が授業等において効果的に ICT を活用することで、児童・生徒の興味や関心を高めたり、基礎的・基本的な内容の定着を図ったり、課題を明確に把握させたり、他者となつないで学びを広げ深めたりすることができる。また、児童・生徒自身が課題解決のために必要な情報を適切に収集・選択したり、分かりやすく表現・伝達したりできるよう、生徒の「情報活用能力」を育成する指導力も求められている。

学習指導要領において、「情報活用能力」は言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられており、育成を図るために必要な ICT 環境を整えるとともに、これらを適切に活用し、学習活動の充実を図ることに配慮するよう示されている。

| 文部科学省 教員のICT活用指導力チェックリストの項目                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A・教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力<br>B・授業にICTを活用して指導する能力<br>C・生徒のICT活用を指導する能力<br>D・情報活用の基盤となる知識や態度(※) について指導する能力 |
| ※…従前は「情報モラル」                                                                                                   |

### ② 学校間総合ネット

岐阜県教育委員会では、授業や校務等の学校教育活動における ICT 活用を推進するため、県内の学校及び教育機関等をネットワークで接続した「岐阜県学校間総合ネット」〈<https://www.gifu-net.ed.jp/>〉を整備し、様々なサービスを提供している。

| 学校間総合ネットの主なサービス                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットによる教育用コンテンツの提供</li> <li>・遠隔学習を可能とするWeb会議システム及びテレビ会議システム</li> <li>・教職員による情報交換や情報共有を可能とするメールやコミュニケーションシステム</li> <li>・スケジュールや施設・設備及び文書等の共有を可能とするグループウェア</li> <li>・各学校の情報発信を可能とするWebページ</li> </ul> |

### ③ 「情報モラル教育」から「デジタル・シチズンシップ教育」へ

DX による社会変革や情報化社会の進展に伴い、次代を担う児童生徒にはデジタル社会への参画者として、必要な資質・能力や振る舞いが求められる。教育現場においては、児童生徒 1 人 1 台端末等の ICT 機器やネットワークを安全かつ有効に活用できるよう、デジタル環境の危険性や利用の抑制について指導する「情報モラル教育」ではなく、デジタル社会を構成する責任ある一人として、どのように行動することがより善い市民となれるのかをともに考える、「デジタル・シチズンシップ教育」が望まし

いとされている。

情報社会への参画にかかる知識や態度の指導は、あらゆる教科、総合的な探究（学習）の時間、特別活動、ホームルーム活動など、全教育活動を通して、機会を捉えて行わなければならない。指導にあたっては、日常のモラルを育成することに加えて、ICT の仕組みを理解し、自律的に賢く使いこなすルーティーンが自然と身に付いていくことが必要である。

情報社会への参画にかかる知識や態度の指導を行うには、まず教員自身が情報モラルやデジタル・シチズンシップについて学び、生徒の実態と情報社会の進展とともに変化する特性を理解する必要がある。以下の資料等を参考に研修をすすめてもらいたい。

【参考資料】

- 情報モラル教育の充実等（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm)



- 情報モラル関係資料（岐阜県教育委員会）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/16612.html>

④ 情報セキュリティ

学校における教育活動においては児童生徒への適切な指導のため、多くの個人情報を取り扱う。取扱いに当たっては、特にセンシティブな（配慮を要する）情報も含まれ、個人情報の漏えい、紛失等の防止のため、重要度をふまえた適切な文書管理やID・パスワード管理に努め、個人データの安全に保護するために必要かつ適切な措置を講じなければならない。日頃から、危機意識とリスク回避のための対策について理解するとともに、高い意識をもって情報を取扱う必要がある。

⑤ 学校における著作権

学校の教育活動における著作物の利用については、「著作権法上の例外措置として教育活動であるから、どんな場合でも他人の著作物を許諾なく利用できる」と誤解をしてはならない。教員は、学校現場に係る主な権利制限規定を十分に理解し、著作権者の利益を不当に害することのないようにしなければならない。そして、他人の権利を尊重できる児童生徒を育成するために、授業等において機会を捉えながら指導を行う必要がある。

【参考資料】

- 学校における教育活動と著作権【文化庁ホームページ】→

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko\\_chosakuken.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko_chosakuken.pdf)



- 学校など教育機関での音楽利用

【JASRAC（日本音楽著作権協会）ホームページ】→

<https://www.jasrac.or.jp/info/school/index.html>

- 教科書利用のための Q&A

【JACTEX（教科書著作権協会）ホームページ】→

<https://www.jactex.jp/faq01.html>



## 7 総合的な探究の時間

### (1) 総合的な探究の時間とは

学習指導要領改訂に伴い、従来の「総合的な学習の時間」は「総合的な探究の時間」に改められ、移行期間（平成 31 年 4 月 1 日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間）中の特例として、平成 31 年度（令和元年度）以降に高等学校に入学した生徒に適用される。

総合的な探究の時間は、各学校の教育課程上必置とされており、その単位数は、必修教科・科目の単位数と同様、卒業までに履修させる単位数の中に含んでいなければならない。総合的な探究の時間の単位数については、卒業までに 3～6 単位を標準としている。

### (2) 総合的な探究の時間の目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ア 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- イ 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分類して、まとめ・表現することができるようにする。
- ウ 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

### (3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- ア 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究の見方・考え方を働かせ、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなどの創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。
- イ 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価などを示すこと。
- ウ 目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するに当たっては、生徒の多様な課題に対する意識を生かすことができるように配慮すること。
- エ 他教科等及び総合的な探究の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。
- オ 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
- カ 各学校における総合的な探究の時間の名称については、各学校において適切に定めること。
- キ 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法に工夫を計画的、組織的に行うこと。
- ク 総合学科においては、総合的な探究の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。

### (4) 内容の取扱いについての配慮

- ア 各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
- イ 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する過程を重視すること。
- ウ 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。
- エ 探究の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果

的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。

オ 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

カ 体験活動については、目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究の過程に適切に位置付けること。

キ グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。

ク 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

ケ 職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

## **(5) 課題研究等との代替**

職業教育を主とする専門学科においては、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって「総合的な探究の時間」の履修の一部又は全部に替えることができる。

## 8 ふるさと教育

「教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」では、本県教育が目指す姿の基本的な考え方として、「ふるさとに誇りをもち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」を掲げている。子どもたちが将来世界で活躍したり、地域の活性化に貢献したりして、「地域社会人」として活躍するためには、子どもたちがふるさとをよく知り、また、自らがふるさとで活躍していく将来像を描けるようにする必要がある。

高等学校においては、小学校・中学校で学んだ知識をベースに、地域の課題解決に向けて活動をする。そのような地域と高等学校を強く結びつける活動を通じて、地域の魅力を知り、課題を発見・解決する探究的な学習を、「ふるさと教育」として、それぞれの学校や学科の特色に応じ、全ての高等学校で展開することとしている。

<地域の企業等と連携して実践的な学びを推進する専門高校>

- 地域産業における各方面の専門家から直接学ぶ機会を増やし、地域と連携した実践的な学びを推進する。
- 地域産業の担い手として、地元企業など最先端の現場で即戦力となるような技術や人間性を学ぶ。

<地域との連携を深め、活性化する高校>

- 高校と地域の連携により、地域と学校とが互いに知恵を出し合い、地域課題を発見・解決する学びを推進する。
- 地元企業等で即戦力となるような人材を育成するとともに、進学においても学校推薦型選抜・総合型選抜等にも対応できる学力を身に付ける。

<グローバルな視点で探究的な学びを推進する高校>

- 地域の課題等をグローバルな視点で捉え、海外の関係機関等と連携して、課題を発見・解決する探究的な学びを推進する。
- 知的好奇心やプレゼンテーション能力を育み、幅広い学力の向上を通して新しい大学入試制度に対応する。

<地域に密着した課題を発見・解決する高校>

- 高校と地域の連携を通して、生徒が地域の魅力を知り、地域に密着した課題を発見・解決する探究的な学びを推進する。
- ふるさとへの誇りや愛着とともに、プレゼンテーション能力を育み、学力の向上を通して新しい大学入試制度に対応する。

## 9 特別活動

### (1) 特別活動とは

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事の3つから構成される。特別活動については、平成31年度（令和元年度）以降、在籍する全ての生徒に新学習指導要領による指導を適用する。新学習指導要領においては、特別活動の目標と内容を次のように定めている。

### (2) 特別活動の目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- ① 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- ② 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ③ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

### (3) 特別活動の内容

#### 1) ホームルーム活動

目標に掲げる資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- ① ホームルームや学校の生活づくりへの参画
  - ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
  - イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚
  - ウ 学校における多様な集団の生活の向上
- ② 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
  - ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
  - イ 男女相互の理解と協力
  - ウ 国際理解と国際交流の推進
  - エ 青年期の悩みや課題とその解決
  - オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立
- ③ 一人一人のキャリア形成と自己実現
  - ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解
  - イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用
  - ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
  - エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

#### 2) 生徒会活動

目標に掲げる資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- ① 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
- ② 学校行事への協力



③ ボランティア活動などの社会参画

3) 学校行事

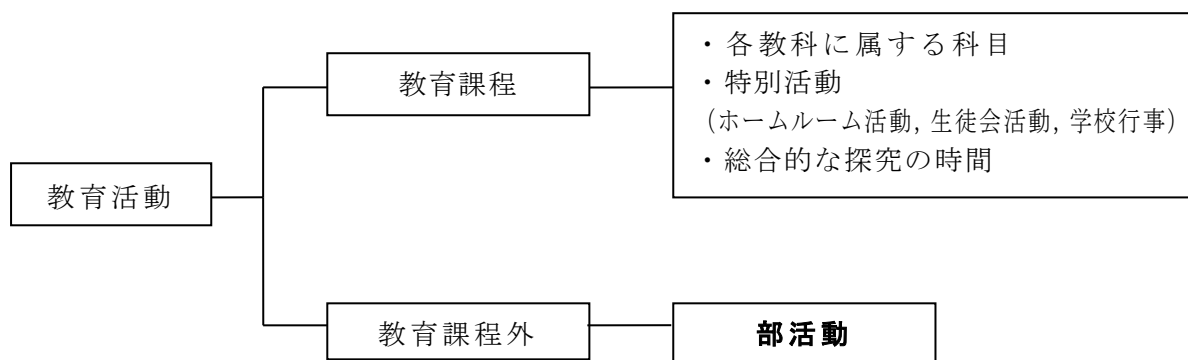
目標に掲げる資質・能力を育成するため、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- ① 儀式的行事
- ② 文化的行事
- ③ 健康安全・体育的行事
- ④ 旅行・集団宿泊的行事
- ⑤ 勤労生産・奉仕的行事

## 10 部活動の位置付け

(学習指導要領)

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、**学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの**であり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする。



(岐阜県高等学校部活動ガイドライン)

### ○運動部活動の役割

#### ①体力向上の面からの運動部活動の役割

全国的に児童生徒の運動・スポーツ離れが叫ばれている中、県内の高校生においても運動習慣の二極化が深刻な問題となっており、運動機会・運動時間の確保の面から運動部活動の役割は大きい。

#### ②競技力向上の面からの運動部活動の役割

平成24年の「ぎふ清流国体」を契機に、県内スポーツの競技力は飛躍的に向上した。全国高等学校総合体育大会においても、団体個人の上位入賞数は、毎年50近い数を輩出しており、まさしく岐阜県の競技力の屋台骨を支えている状況である。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会においても、県内部活動を経験した選手が日本代表として活躍している状況からも、その礎となる高等学校の運動部活動の役割は大きい。

### ○文化部活動の役割

#### ①芸術文化等の振興の面からの文化部活動の役割

文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。本県高等学校においても、全国で上位に入賞する部がいくつか育ってきていることに加え、岐阜県民文化祭や地域の行事及び催し等への参加は、本県における芸術文化等の振興に大きな役割を果たしている。

#### ②多様な生徒のニーズの面からの文化部活動の役割

文化部活動は、分野や活動目的、生徒のニーズなど極めて多様である。自らの目標を達成する活動として大会やコンクール、コンテスト、発表会などに積極的に挑戦する生徒もいれば、友人とコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所として大切にしている生徒、将来にわたり芸術文化等の専門家としての道を歩む生徒もあり、個性を伸ばし豊かな人間性を育むうえで、高等学校の文化部活動の果たす役割は大きい。

## 1 1 生徒指導・学校安全

### (1) 生徒指導 ～生徒指導提要（令和4年12月 文科省）より～

#### <生徒指導の定義>

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言える。

#### <生徒指導の目的>

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

### (2) 生徒指導の実践上の視点

#### ア 自己存在感の感受

児童生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型で展開される。そのため、集団に個が埋没してしまう危険性がある。そうならないようにするには、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

#### イ 共感的な人間関係の育成

学級経営・ホームルーム経営（以下「学級・ホームルーム経営」という。）の焦点は、教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということに置かれる。失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となる。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要となる。

#### ウ 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要である。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められる。

#### エ 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要がある。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではない。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもない。

### (3) 生徒指導の今日的課題

- ア いじめ
- イ 不登校
- ウ 情報モラル(SNS)に関わる問題
- エ 性に関する問題
- オ 虐待
- カ その他(暴力行為・脅迫・恐喝、喫煙・飲酒・薬物乱用、万引き(窃盗) 等)
- キ 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導(発達障害・精神疾患・健康課題に関する理解と対応、支援を要する家庭状況 等)

### (4) いじめの防止等に関する対応 ～県いじめ防止等基本方針(岐阜県)より～

- ア いじめの未然防止  
いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- イ いじめの早期発見  
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- ウ いじめへの対処  
学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

### (5) 教育相談

教育相談の目的は児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることである。児童生徒が危機のサインを表出するのを待つだけではなく、教職員が積極的に危機のサインに気付こうとする姿勢が大切である。

- ア 丁寧な関わりと観察を通じて児童生徒の心身の変化を的確に把握するよう努める。  
(学業成績の変化、言動の変化、態度や行動面の変化、身体に現れる変化)
- イ 児童生徒の情報は学年主任や教育相談コーディネーター等と普段から共有する。
- ウ 保護者との連携を密にし、児童生徒への支援内容や対応について共通理解を図る。
- エ 困難な状況において苦戦している特定の児童生徒や、発達や適応上の課題のある生徒などに対してはケース会議を開き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門医等と連携しながら、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期に渡る手厚い支援を組織的に行う。

### (6) 学校危機管理

- ア 「リスクマネジメント」事件・事故を回避し、災害の影響を緩和するための取組
  - ① 危機管理マニュアルの整備
  - ② 危機対応の実践的研修
  - ③ 日常の観察や未然防止教育等の実施
- イ 「クライシスマネジメント」事件・事故、災害発生直後に、被害を最小化し、早期の回復へ向けた取組
  - ① 初期段階の対応と早期の介入
  - ② 中・長期の支援
  - ③ 再発防止への取組

### (7) 事故(外傷、急病等も含む)発生時の対応

- ア 応急手当の実施：優先すべきことは、生徒の生命と健康である。
  - イ 管理職への報告：速やかに連絡する。
  - ウ 被害生徒の保護者への連絡：第一報は可能な限り早く連絡する。
- ※「この程度のけが…」という意識ではなく、常に最悪のケースを想定して行動する。

## 12 進路指導

### (1) 進路指導とは

進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助することである。卒業時の進路をどう選択するかを含めて、さらにどういう人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立って、生徒の「キャリア発達」を促す教育活動である。

### (2) キャリア教育における「キャリア発達」と「基礎的・汎用的能力」

ここでいう「キャリア発達」とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のことである。一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育が「キャリア教育」であり、キャリア教育で育成すべき力としてまとめられたのが「基礎的・汎用的能力」である。「基礎的・汎用的能力」は以下の4つの能力で構成される。

#### 「人間関係形成・社会形成能力」

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力

#### 「自己理解・自己管理能力」

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力

#### 「課題対応能力」

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

#### 「キャリアプランニング能力」

「働くこと」を担う意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

### (3) 進路指導で求められていること

- ア 進路指導の意義や必要性についての共通理解を深めること。
- イ 進路指導に関する校内指導体制の確立を図ること。
- ウ 学校の教育課程における進路指導の位置付けを明確にすること。
- エ ホームルーム活動における進路指導の充実を図ること。
- オ 就業にかかわる体験的な学習や、外部の教育力を活用した教育活動を通して望ましい勤労観・職業観の育成に努め、キャリア教育の推進を図ること。
- カ 生徒一人一人が自己の能力・適性を生かし、自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択決定できるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。
- キ 社会や産業の進展に即した進路に関する情報や資料の整備とその活用を図ること。
- ク 進路指導に関する評価を適切に行うこと。
- ケ 保護者の進路指導に関する理解と協力が得られるように努めること。
- コ 就業体験（インターンシップ）を積極的に推進すること。

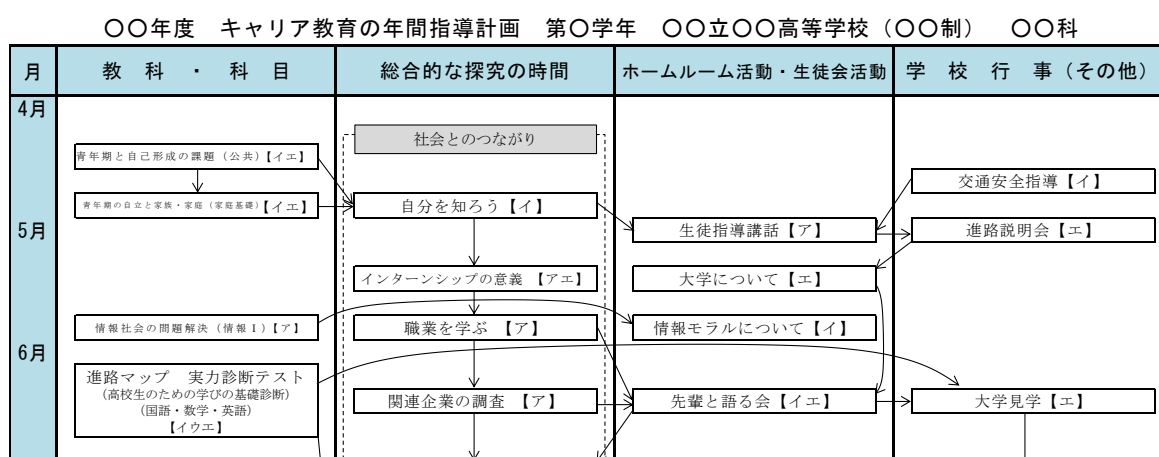
### (4) キャリア教育の年間指導計画に基づく進路指導

各学校においては、下図のようなキャリア教育の年間指導計画を作成している。各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行

事)の相互の関連性や系統性に留意し、有機的に関連付けて計画する。

高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)の「総則」においては、特別活動を要としつつ、各教科・科目等の特質に応じてキャリア教育の充実を図ることが示された。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこととしている。また、今回の改訂においては、「総合的な探究の時間」の目標に「横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながらよりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指す」とあり、キャリア教育と深く関わっている。

各学年、各ホームルームにおいては、学校の指導方針についての共通理解をもち、それらを反映させた進路指導計画を作成した上で、「キャリア・パスポート」を活用し、適切な指導・援助を行う必要がある。「キャリア・パスポート」とは、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐことができるポートフォリオ的な教材で、小学校入学から高等学校卒業までの記録を蓄積する。



【図】キャリア教育の年間指導計画(一部)

## (5) 進路指導における留意点

- ア 進路指導の適時性や順序性の具体化を図るため、学校の進路指導の理念や体制に基づく、学年ごとの進路指導の目標や、「何のために、どのようなことを、どのような観点から学習するのか」などについて、よく理解しておくこと。
- イ 生徒の態度や行動は、種々の条件が重なり合っているため、その能力・適性などについては、平素から、観察、検査、調査、作文、個人懇談などを通して一人一人の生徒をよく知り、生徒自らの計画や、職業選択・決定について指導・援助をし、「人生設計」についてのよき相談相手となること。
- ウ LHRでは、進路学習についての時間を確保すること。特に、「将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること」の具体的な内容として、進路適性の理解と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の確立、主体的な進路の選択決定と将来設計などについて取り上げ、指導内容、題材を「いつ、どこで、どのように」組み立てるかに工夫改善を図ること。
- エ 生徒の直面する問題の中には、他の生徒にも共通していることとして一斉に指導する場合もあるが、個人的な問題の解決には個別指導を行うこと。
- オ 生徒に職業・産業・企業に関する啓発的な知識や情報を与えるために、平素から種々の機会や交流を通して、教員自身が社会的な視野や知見を広め、教育的な見識を高めること。
- カ 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

## 13 産業教育

### (1) 産業教育の役割

高等学校における産業教育は、これまで農業、工業、商業、家庭、情報、福祉等から成る職業に関する教科を通して、職業に従事する上で必要な資質・能力を育み、社会や産業を支える人材を輩出してきた。今後は、以下のことについて対応が求められる。

- ・ 科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化等に伴い、必要とされる専門的な知識・技術の変化、高度化への対応
- ・ 専門的な知識・技術の定着、多様な課題に対応できる課題解決能力の育成
- ・ 地域や産業界との連携の下、産業現場等における長期間の実習等の実践的な学習活動の充実
- ・ 職業学科で学んだ生徒の進路の多様性を踏まえた、大学等との接続への対応

### (2) 産業教育の目標の在り方

職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせた実践的・体験的な学習活動を通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ・ 各職業分野について（社会的意義や役割を含め）体系的・系統的に理解させるとともに、関連する技術を習得させる。
- ・ 各職業分野に関する課題（持続可能な社会の構築、グローバル化・少子高齢化への対応等）を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を育成する。
- ・ 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を育成する。

### (3) 教育内容の改善・充実

社会や産業の変化の状況等や学校における指導の実情を踏まえて、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応についての視点から改善を図ることが求められる。また、こうした社会や産業の変化の状況等に対応する観点からも、経営等に関する指導についてはより重要となっており、例えば、農林水産業などの各産業においては、経営感覚に優れた次世代の人材の育成に向けた指導の充実などが求められる。

### (4) 学習指導の改善・充実（「主体的・対話的で深い学び」の実現）

- ・ 「主体的な学び」の視点  
企業等での高度な技術等に触れる体験は、キャリア形成を見据えて生徒の学ぶ意欲を高める「主体的な学び」につながるものである。
- ・ 「対話的な学び」の視点  
産業界関係者等との対話、生徒同士の協議等は、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」につながるものである。
- ・ 「深い学び」の視点  
社会や産業の具体的な課題に取り組むに当たっては、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、よりよい製品の製造やサービスの創造等を目指すといった「深い学び」につなげていくことが重要である。  
これらの学びを実現するためには、地域や産業界等との連携が重要であり、産業教育においては、今後とも地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的、体験的な学習活動を充実し、アクティブ・ラーニングの三つの視点から、これらの学習活動を再確認しながら、不断の授業改善に取り組むことが求められる。

（引用）文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説（平成30年7月）』

## 14 人権教育

### (1) 人権とは

- ・人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利
  - ・人種や民族、性別を超えて誰にでも認められる基本的な権利であり、私たちが幸せに生きるためのもの
- (「人権推進審議会答申」等より)

日本国憲法 (1946年11月3日公布 1947年5月3日施行)

- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言 (1948年12月10日採択)

- 第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。
- 第2条 1. すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 第3条 すべて人は、生命、自由及び身体上の安全に対する権利を有する
- 第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。
- 第7条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### (2) 啓発活動強調事項

法務省より、令和4年度は、啓発活動強調事項として以下の項目が掲げられた。

これらの事項については学校生活の様々な場面において、今日的な人権課題として扱われることから、教職員はそれぞれの事項に対する正しい認識をもち、人権尊重のための行動を実践する力を養うことが重要である。

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別(同和問題)を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

### (3) 人権教育

人権教育は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とであると定められている。

また、人権教育は、学校等の様々な場を通じて、国民の発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるよう、多様な機会を提供し、効果的な手法を採用しながら、国民の自主性の尊重や中立の確保を旨として行わなければならない。



#### (4) 岐阜県人権教育基本方針

人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要であり、岐阜県においては「岐阜県人権教育基本方針」に基づいて人権教育を推進している。

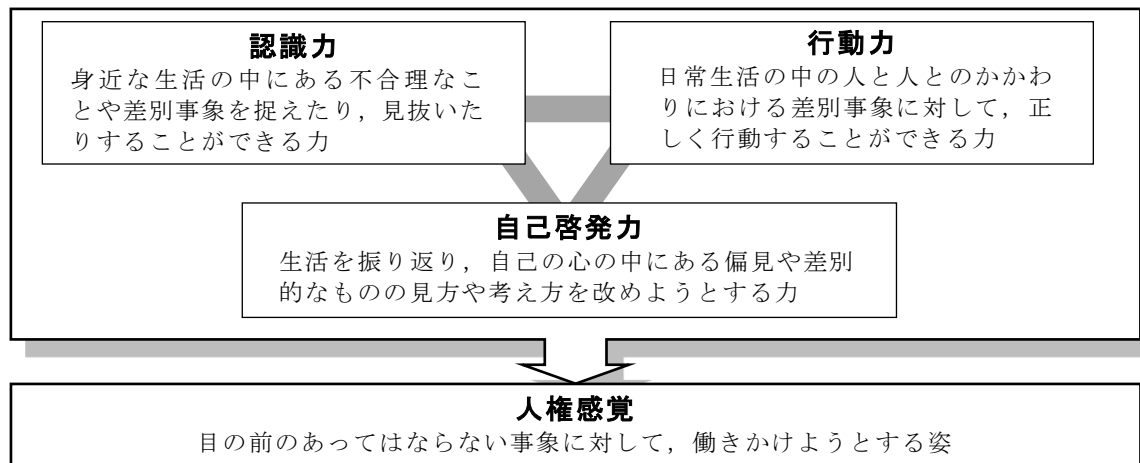
これを踏まえ、教職員は、同和問題をはじめとする様々な人権問題は必ず解決できるという認識と解決への意欲、態度を育てることを目的とし、認識力・自己啓発力・行動力の育成に向けて、日々の指導内容や方法について研修を深めていかなければならない。

##### 岐阜県人権教育基本方針

平成三十年三月二十九日  
教 育 長 決 定

人権問題は、侵すことのできない永久の権利としての人間の自由と平等に関する問題である。  
人権問題は、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利（人権）を侵害する問題であり、全ての人間が生まれながらに自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるという人類普遍の原理に関する国際的・国民的な問題である。  
人権教育の中心となる理念は、憲法及び教育基本法の本旨に則り、人権尊重の精神を貫くことによって、民主的人間としての資質の育成と、民主的人間関係の醸成を図ることにある。  
人権教育は、これまでの同和教育及び人権同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校、家庭及び地域社会において行われる教育活動である。  
学校教育においては、全教育活動を通じて、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。その際、個人の尊厳を重んじ、合理的な精神を養い、人々との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努める。  
家庭教育においては、保護者が第一義的責任を有することを自覚し、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さなど、人権尊重の意識をはぐくむことが大切であることから、家庭に対する情報提供や保護者の人権意識の高揚を図るための学習機会の充実等に努める。  
社会教育においては、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進する。  
本県の人権教育は、前述の精神に則り県民的課題として推進しなければならない。  
これまでの同和教育及び人権同和教育の推進によって偏見や差別の解消が進んできた成果を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、全ての県民の正しい認識と理解を一層深めるとともに様々な人権問題を解決できる実践力を高め、人権という普遍的文化を築くことが必要である。  
したがって、人権教育は、あらゆる場において考慮すべき県民的課題であり、教育の中立性を確保しつつ、個人の尊厳を重んじ民主的・合理的精神を尊重する教育・啓発を積極的に進めなければならない。  
この人権教育の推進に当たっては、学校・家庭・地域社会が一体となって計画的、継続的に取り組むことが肝要である。

人権教育では、認識力・行動力・自己啓発力を育成し、確かな人権感覚を身に付けることができるようにする必要がある。



#### (5) 学校における人権教育

国の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」において、学校教育における人権教育の目標が次のように示されている。

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

人権尊重の理念は目標の中にうたわれた「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことであるといえることができる。

また、人権教育は特定の教科や科目、活動場面に依るのではなく、全教職員によって全ての教育活動を通じて行われなければならない。

## (6) 人権教育の基盤づくり

人権教育の理念を実現するためには、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、正しい人権感覚を身に付け、人権教育によって達成しようとする目標を具体的に設定し、主体的な取り組みを進め、具体的な行動を実践することが重要である。

また、生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりを以下の点に留意しながら進めていくことが必要である。

- ・ 教職員の言動が、日々の教育活動の中で生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味をもつ。
- ・ 生徒同士、教職員と生徒等の間の人間関係はもとより、教職員同士の間でも互いを尊重する態度を大切にして、教職員一体となつての組織づくり、学校・教室全体の雰囲気づくりを心がける。

以上の点に留意しながら、生徒が、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、教育活動全体を通じて総合的にバランスよく身に付けることができるように「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった取組を展開していくことが重要である。

## (7) 隠れたカリキュラム

「自分の大切さと共に他の人の大切さを認める」ことができるために必要な人権感覚は、生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。

人権感覚の健全な育成のためには、教育活動全体を通じた「学習活動づくり」や「人間関係づくり」、「環境づくり」が一体となった取組が望まれる。

そこでは、カリキュラムの整備と共に、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営むなかで、生徒自らが学びとっていく全ての事柄である、いわゆる「隠れたカリキュラム」の重要性について理解しておく必要がある。

「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方、雰囲気といったものであり、学校・学級の中では、自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくり、「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」が、態度や行動にまで現れるようにすることが必要である。

このことを通して、他の人と共によりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、生徒が身に付けることができるようにすることが大切であり、これらの力や技能を総合的にバランスよく培うことが求められる。

## (8) 指導上の留意点

人権課題を取り扱う際には、普遍的な視点からと、具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチから、地域の実情や生徒の発達段階などを踏まえた適切な取組をすすめ、身近な課題、生徒が主体的に学習できる課題、生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて効果的に学習を進めていくことが求められる。

各教科において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、生徒一人一人がその人権課題を自分の問題として捉え、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。

また、生徒やその保護者、親族等の中に、当該課題の当事者等となっている者がいることや、教職員の無責任な言動が、生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることを認識するとともに個人情報への取扱いには十分な配慮を行う必要がある。同時に、当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題にかかわる当事者等への理解を深めることが重要である。

## 15 主権者教育

### (1) 「公職選挙法」「民法」の一部改正

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、様々な社会問題を「自己の課題」として捉え、権利や義務、国民生活を営むうえで必要な知識と積極的に社会参画していく行動力を備えた若者を育成していくことが求められている。

### (2) 「主権者教育」とは

主権者教育とは「生徒が政治や選挙に関する理解を深め、我が国や地域の課題を理解し、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを形成し、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えに耳を傾け、合意形成を図っていくことができるように、政治的教養を育む」教育であり、それによって「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え自ら判断し行動していく」主権者を育成するものである。

主権者教育は、全ての教育活動を通して、生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け尊重する態度、異なる意見を調整し合意を形成していく力などを身に付け、生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められる。また、指導に当たっては、外部の公的機関と連携するなど、実践的な学習に積極的に取り組むことが求められる。

(「私たちが拓く日本の未来」「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書)

### (3) 「生徒の政治的活動」等に関する留意事項

上記の目標や主旨に照らし、必要な資質や能力を育むという点においては満18歳以上の生徒とそれ以外の生徒を区別する必要はないが、両者の間に存在する法律上の差異について理解させ、満18歳以上の生徒が、同じ高校生という理由で満18歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違法となる場合があることを理解させる必要がある。

特に満18歳未満の者による選挙運動や金品の授受や利益の供与を伴う投票依頼や選挙運動は公職選挙法において禁止されていること、電子メールを利用した選挙運動は政党にのみ認められていることなどの政治的活動に関する留意事項を教員が十分に理解した上で授業やその他の学校活動に臨まなければならない。

### (4) 学校における「指導上の政治的中立の確保」等に関する留意事項

#### ○教員の見解を示す場合

- ・個人的な主義主張を避け、中立かつ公正な立場で指導するよう留意し、見解が個人的な好悪などに基づいたものであるとの誤解が生じないよう、提示した見解は多様な見方や考え方の一つであることを理解させる。
- ・見解が特定の見方や偏った取扱いとならないようにし、見解を押しつけることとならないようする。
- ・教員の主義主張を尋ねるような質問がある場合は慎重に対応し、必要に応じて、授業のねらいを踏まえつつ、学校における政治的教養を育む教育は、議論の下で生徒の考えをまとめていくようなプロセスが重要であり、公職選挙法等の法令に基づき行われるべきものであることを理解させる。

#### ○新聞記事を用いた指導を行う場合

- ・異なる見解を持つ新聞が見られる場合は、異なる見解を持つ複数紙を使用する。
- ・特定の課題について一紙のみが取り上げている場合は、他の資料を活用するなど教員が適切に他の見解を説明することにより、取り上げた新聞も多様な見解の一つであることを理解させる。
- ・教員が生徒に対して特定の政党に関する新聞記事のみを生徒に配布したり、特定の政党のみ目立たせて配布したりする場合、公職選挙法に違反するおそれがある。

#### ○模擬選挙を実施する場合

- ・実際の選挙に合わせた模擬選挙にて満18歳以上の生徒が参加する場合、学校が一部の政党や候補者を除外して実施することは、生徒の投票行動に影響を及ぼすことになることから適当ではない。
- ・模擬選挙の結果が生徒の投票行動に影響を与える可能性があるため、実際の選挙の当選人確定前に公表しないこと。
- ・実際の選挙と模擬選挙の結果の比較などを行う際には、生徒がどの政党や候補者に投票したかは、投票の秘密として守られるべきものであるため、個人の投票先を尋ねたり発表させたりすることは控えること。

(「私たちが拓く日本の未来」より作成)

## 16 特別支援教育

### (1) 特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

県では、一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細かな学びを提供する「インクルーシブ教育システム」の構築を目指し、様々な取組を行っている。

#### ◆ 岐阜県が進める「インクルーシブ教育システム」

- |           |                |
|-----------|----------------|
| ① 願いに寄り添う | 専門性の高い学びの提供    |
| ② 学びを広げる  | 校種の枠を超えた学びの提供  |
| ③ 社会につなぐ  | 地域資源を活用した学びの提供 |

### (2) 岐阜県の特別支援教育施策「新 子どもかがやきプラン（平成 29 年 3 月策定）」

・平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間の施策 ※下記掲載アドレス参照

[https://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/kennai-gakko/tokubetsu-shien/17783/shin\\_kodomokagayakiplan.data/np.pdf](https://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/kennai-gakko/tokubetsu-shien/17783/shin_kodomokagayakiplan.data/np.pdf)

### (3) 特別支援学校における教育

特別支援学校では、可能な限り自立し、社会参加ができるよう障がいの状態や発達段階に応じた教育内容、方法により、きめ細やかな教育を行っている。また、小学校及び中学校の義務教育に対応して、それぞれ小学部と中学部があり、幼稚部と高等部、訪問教育を置くことができるようになっている。さらに幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校に対し、特別支援教育についての様々な相談にも応じている。

### (4) 特別支援学級における教育

特別支援学級は、障がいの比較的軽い児童生徒の自立と社会参加を図るため、一人一人の障がいの種類や特性に配慮しながら、小学校や中学校の教育課程に準じた教育を行っている。きめ細やかな対応ができるよう少人数の編成がなされており、一人一人に応じた効果的な指導が行われている。なお岐阜県では、障がいの種類に合わせて、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、自閉症・情緒障がいの特別支援学級が設置されている。

### (5) 通級による指導

小中学校及び義務教育学校における通級による指導では、言語や聴覚に障がいのある児童生徒や、発達障がい、情緒障がいのある児童生徒が、通常の学級で学びながら、概ね週 1～3 時間程度、「自立活動」の内容を参考として個別指導を中心とした特別の指導を受けている。自校に設置されていない場合は他校通級、巡回による通級により指導を受けることになる。

高等学校では、「高等学校における通級による指導（R4 までは少人数コミュニケーション講座）」の名称で、学習指導要領にある「自立活動」の内容を行っている。令和 4 年度は、自校の生徒を対象とした自校型の 6 校、地域内の他校の生徒を対象とした他校型の 2 校にて実施した。また、令和 5 年度からは 2 地域で拠点校の通級専任教員が各校を巡回指導する巡回型を実施する。

### (6) 小・中・義務教育学校・高等学校等の通常の学級における特別な教育支援

通常の学級には、発達障がいだけでなく、聴覚障がい、身体障がいなどがあり支援を必要とする様々な児童生徒が在籍している。また、診断はなくとも、教育上特別の支援を必要としている児童生徒もいる。これらの児童生徒に対し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に努め、個々の実態に応じた指導がなされている。

## 17 定時制・通信制教育

### (1) 定時制・通信制教育の概況

昭和 23 年の新制高等学校の発足と同時にスタートした定時制・通信制高等学校では、困難な生活環境のもとで働きながら学ぶ生徒が殆どであったが、そのような勤労青少年が我が国の戦後復興からの高度経済成長期を支え、社会に大きく貢献した。

定時制課程の生徒数は、昭和 28 年には全国で約 56 万 7 千人に達し、高等学校全生徒数の約 23% を占めた。その後、高等学校への進学率向上に伴い、定時制への進学者数は減少した。岐阜県でも、繊維産業の隆盛に伴い、昭和 41 年には生徒数が 14,658 人とピークに達したが、昭和 60 年代初めには激減した。その後、再び増加傾向を示したが、近年は通信制課程の生徒数の増加に伴い、定時制課程の生徒数は減少し続けている。

定時制発足当初、県内の各地に開設された定時制の大部分（定時制 61 校、通信制 2 校（岐阜高、斐太高））は、統廃合されるか、全日制高校が母体となって現在に至っている。現在、県内には定時制課程の高校として公立 11 校（華陽フロンティア、岐阜商業、岐阜工業、大垣商業、大垣工業、加茂、東濃フロンティア、中津、飛騨高山、関商工、阿木）、通信制課程の高校として私立を含めて 8 校（華陽フロンティア、飛騨高山、城南、啓晴、ぎふ国際、中京、清凌、西濃桃李）となっている。

高校教育を取り巻く社会環境の変化の中で、定時制・通信制高校の新たな役割として、多様な背景や課題を抱える生徒への対応や不登校生徒、転・編入生徒（進路変更）、外国にルーツをもつ生徒、発達障がいのある要支援生徒など、様々な学習経験を持つ生徒の『学び直し』の場としての使命を担うようになっている。そのような中で、平成 10 年に全国に先駆けて、県内全ての県立定時制・通信制高校が単位制に改編された（単位制高校とは「生涯学習の観点に立ち」「学習歴、生活環境などに応じて」「個別的に教科・科目の単位修得が可能な」「単位の累積加算により卒業資格を認定」するタイプの高校である）。また、平成 12 年度には「華陽フロンティア高等学校」が、平成 16 年度には「東濃フロンティア高等学校」が 3 部制単位制高等学校として開設され、自校以外の学修成果を評価する制度の活用や過去の学修歴を生かすことができるなど、様々な学習ニーズに応えることができる学びの場となっている。

### (2) 教育課程と指導上の留意点

教育課程は、基本的には全日制の課程と変わらないが、働きながら学ぶ生徒の学習上の負担を軽減するため、実務等による職業科目の履修の一部代替や、各種学校及び専修学校と技能連携教育を行う制度などがある。なお、定時制の修業年限は通常は 4 年間であるが、3 年間で卒業すること（3 年修業制）も可能である。また、定通生徒生活体験発表大会、定通体育大会（全国、東海、県大会）など定時制・通信制教育独自の行事が積極的に行われ、勤労青少年教育の振興が図られている。

学習指導や生徒指導に当たっては、生徒の実情等を配慮し、学力等が多様化している実態を十分把握した上で、以下の 2 点を考慮して生徒に接することが大切である。

- ① 学習指導における基礎学力の定着にとどまらず、生徒のコミュニケーション能力や社会に対応できる力を伸ばすよう、ソーシャルスキルトレーニング、ユニバーサルデザインの視点やアクティブラーニングを積極的に取り入れる。
- ② 日頃から、生徒の自己肯定感を伸ばすことができるように、カウンセリングマインドをもってその存在を受け止め、個々の生徒の状況を全職員で共有し、生徒自身が自分の成長が実感できるような指導を進める。

## 資料1 初任者研修制度の法的根拠

### ＜教育基本法＞

#### （教員）

**第9条** 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

### ＜教育公務員特例法＞

#### （条件附任用）

**第12条** 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第22条に規定する採用については、同項中「6月」とあるのは「1年」として同項の規定を適用する。

#### （研修）

**第21条** 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

#### （研修の機会）

**第22条** 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

#### （初任者研修）

**第23条** 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第5条第1項において同じ。）の日から1年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

- 2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。
- 3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

## 資料2 教員の身分と服務

公立学校の教員は、児童生徒を指導する**教育の専門家としての立場**とともに、**教育公務員、地方公務員としての立場**をもち、いろいろの**義務や制限が課せられている**。したがって、**公務員としての立場を自覚し、全体の奉仕者として信頼されるように努めなければならない**。

- |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○身分          | ・公立学校の教員は、「地方公務員」としての身分をもち、地方公務員法の適用を受ける。しかし、教育という職責の特殊性に基づき、「教育公務員」としての特例が教育公務員特例法等に設けられている。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ○服務          | ・服務とは、職員が守るべき義務ないし規律。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ○服務の<br>根本基準 | ・地方公務員法第30条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と、職員が公務に従事する上において基本となる規準を示している。<br>これから、義務、制限、禁止の条項が導かれている。<br>①服務の宣誓（地方公務員法第31条）<br>②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）<br>③信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）<br>④秘密を守る義務（地方公務員法第34条）<br>⑤職務に専念する義務（地方公務員法第35条）<br>⑥政治的行為の制限（地方公務員法第36条）<br>⑦争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）<br>⑧営利企業の従事等への制限（地方公務員法第38条） |
| ○服務の<br>宣言   | ・職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。<br>（地方公務員法第31条）<br>・新たに職員等となった者は、別記様式第1による宣誓書を任命権者に提出してからでなければその職務を行ってはならない。<br>（岐阜県職員等の服務の宣誓に関する条例第2条）                                                                                                                                                                                                                     |

### 【別記様式第1】

#### 宣 誓 書

わたくしは、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護することを固く誓います。

わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として、法令に従い、誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。<br/>(地方公務員法第 32 条)</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |
| ○信用失墜行為の禁止           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。<br/>(地方公務員法第 33 条)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |
| ○秘密を守る義務             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。<br/>(地方公務員法第 34 条)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |
| ○職務に専念する義務           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、法律又は条令に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。<br/>(地方公務員法第 35 条)</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
| ○政治的行為の制限            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、政党その他の政治的団体の結成に参与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。<br/>(地方公務員法第 36 条)</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
| ○争議行為等の禁止            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。<br/>(地方公務員法第 37 条)</li> </ul>                                                                                                                                |
| ○営利企業の従事等への制限        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第 1 項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。<br/>(地方公務員法第 38 条)</li> </ul> |



## 資料3 教職員の勤務・福利厚生

### 教職員の勤務、給与、休暇等

公立学校の教職員の勤務、給与等については以下の各法令により規定されている。

<関係法令>

○地方公務員法

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

給与・・・第2章（給料）第4条（給料表）別表第3（教育職給料表）

昇給・・・第2章第6条（初任給、昇格、昇給等）

扶養手当・第11条

地域手当・第12条の2

住居手当・第12条の5

通勤手当・第12条の6

勤務時間、休暇等・・・第3章（勤務時間・休暇等） 等

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

○岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例

教職調整額の支給等・・・第3条 等

### 福利厚生

<共済組合>・・・組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上ため、事業を行う。共済組合の事業は、地方公共団体からの負担金と、組合員からの掛金および保険料によってまかなわれる。

○組合員・・・地方公共団体が設置する岐阜県下の公立学校の教職員

○組合員証（健康保険証）・・・新しく組合員になると、「公立学校共済組合員証」が交付されます。この組合員証は、組合員の資格を証明するものです。病気やけがにより保険医療機関等で診療を受けるときなどに必要です。

○共済組合の主な事業

- ・病気やけが、出産、災害に遭ったときの給付
- ・育児休業、介護休暇、休職となったときの給付
- ・厚生年金（老齢、障害、遺族）の給付
- ・貸付金（一般、特別、住宅、教育、介護等）
- ・人間ドック補助、特定健康診査等、こころとからだの健康相談

※共済組合の一般組合員及び短期組合員の臨時的任用職員は、互助組合に加入することができる（加入は任意）。

※福利厚生の詳細については、「福利のしおり」（年度当初に所属校に配付又は、公立学校共済組合岐阜支部ホームページ）を参照すること。



令和5年度  
教育実践の手引  
－高等学校用－

令和5年3月 発行

岐阜県教育委員会教育研修課

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-9-1

TEL 058-271-3326

FAX 058-276-6774